

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成29年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

（歳 入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 261,928 千円

（歳 出） 地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 261,928 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者総合支援費	1,008,766	729,717			48,097	230,952
	乳幼児・児童医療費	100,714	17,030			14,424	69,260
	保育所運営費	314,571	421		35,212	48,077	230,861
	計	1,424,051	747,168		35,212	110,598	531,073
社会保険	国民健康保険会計繰出金	380,263	177,351			34,974	167,938
	介護保険会計繰出金	574,087	7,839			97,598	468,650
	計	954,350	185,190			132,572	636,588
保健衛生	予防費	85,334				14,708	70,626
	妊婦・乳児健康診査	23,838	337			4,050	19,451
	計	109,172	337			18,758	90,077
合計		2,487,573	932,695		35,212	261,928	1,257,738